

高松市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項前段の規定により，工事監査（随時監査）の結果等に基づき，措置を講じた旨の通知があったので，同項後段の規定により，当該通知に係る事項を，次のとおり公表します。

平成17年3月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	宮本和人
同	大塚寛

工事監査（随時監査）の結果等に基づく措置について

第1 平成16年度工事監査（随時監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 平和公園墓園合葬式墓地建設工事について

(1) 外部足場の安全性を確保すべきもの

ア 措置を講じた部課名 市民部市民生活課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

躯体周囲の外部足場の状況を調べると，地山法肩から躯体に架けられ，一体に固縛されていない足場板や足場の建地間の距離が長く，かつ，ブレースが施されていない足場板は，歩行するとたわみ，また，手摺が設けられていない箇所も見受けられるなど，安全性が確保されていない構造となっているので，労働安全衛生規則第561条および第563条ならびに建設工事公衆災害防止対策要綱第27

条第1項の規定に基づき、適切な補強を行うなど、外部足場の適正な維持管理を行われたい。

(イ) 措置された内容

指摘後、直ちに、外部足場の足場板を二重にするとともに、手摺の安全性の再点検を行い外部足場の安全性の確保に努めた。

(2) 工事現場の排水対策を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 市民部市民生活課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

躯体外部の地下階基礎面の排水状況を調べると、排水に当たって、河川管理者等の届出を行わず、また、釜場やピットなどの適正な排水設備を設けずに、雨水・湧水等でできた水溜りから、直接、水中ポンプを使い、排水用ホースを地山法面に這わせ、基礎面までの掘削工事で片面が露出したマンホールに、その先端を直に突っ込んで、放水されていたので、建設工事公衆災害防止対策要綱第46条第3項および公共建築工事標準仕様書3.2.2排水の規定に基づき、適正な排水対策等を講じられたい。

(イ) 措置された内容

指摘後、直ちに、釜場を設け排水を行うとともに、放流先のため池管理者に報告を行い放水の承認を得るなど適正な排水対策を講じた。

(3) 地山法面の勾配確認を行うべきもの

ア 措置を講じた部課名 市民部市民生活課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

土工事の山切り施工計画および掘削法面の状況を調べると、施工

計画では、安定計算による法面勾配の確認が行われておらず、また、現場の掘削法面の状況は、法面から基礎地盤にすべりこんだ土砂が除去されているものの、法面の複数箇所ですべった痕跡が残っていたので、建設工事公衆災害防止対策要綱第51条第1項等の規定に基づき、安定計算による法面勾配の確認を行い、山留めの必要性の有無を検討するなど、法面の十分な安全性の確保と基礎工事の円滑な施工の両面から勘案し、適正な措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

本工事で採用したオープン掘削の安全な勾配基準について、事前に労働安全衛生規則および土木工事の基準に照らして、適正であることを確認するとともに、指摘後、適正であることを再確認した。

(4) 工事施工に係る関係者間の協議記録の整備を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 市民部市民生活課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

支持地盤全面の地盤改良に係る打合せ記録簿を調べると、当該打合せの内容は、現状地盤での設計図書どおりの施工を行えば、地盤支持力に余裕がなく、不同沈下を起こす可能性があり、地盤改良を検討するという、施工管理上重大な問題であったにもかかわらず、委託監督者と工事請負業者との打合せ記録簿は作成されているものの、市の監督員との打合せ記録簿は作成されていないので、公共建築工事標準仕様書1.2.4工事の記録(a)の規定に基づき、当該打合せに係る関係者間の協議記録簿を作成されたい。

(イ) 措置された内容

指摘後、直ちに、支持地盤全面の地盤改良に係る、市監督員と委託監督者、工事請負業者間の協議記録について、協議内容を復元した協議記録書を作成した。

2 三谷分団第3部消防屯所整備工事（付帯設備工事を含む。）について

(1) 材料を適正に保管すべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

工事現場内の空き地を利用した材料置場の状況を調べると、整地が不十分な凹凸の大きな土の上に直接、シートを敷いて、仕上げ材料（ウレタン製の断熱材）が保管されており、材料の品質に悪影響をもたらすおそれがあるので、公共建築工事標準仕様書 1.4.6 材料の保管の規定に基づき、材料置場の整地を行うなど、保管場所の整備を行うことにより、材料の適正な保管措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

材料の保管については、平成16年12月22日付けで、工事請負業者に対し、材料の適正な保管措置を講じるよう指導するとともに、材料置場の整地をさせた上、りん木を敷き、品質に悪影響を及ぼさないよう仮置きをさせた。

(2) 工事の円滑な施工管理等を行うべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

屋根工事の施工状況を調べると、コンクリートの打込みが完了し、現在（平成16年12月22日）、養生期間であったが、今後、防水工事を始め主要な工事が続くにもかかわらず、屋上に通ずる通路が外部足場から設けられておらず、作業効率に支障を来す状況にあり、また、外部足場の端部に手摺が設けられていないなど、工事の円滑な施工管理および施工中の安全確保が十分になされていないので、必要な措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

工事の円滑な施工管理については、平成16年12月22日付けで、工事請負業者に対し、工事の円滑な施工管理および施工中の安全確保を図るよう、指導するとともに、既設の外部足場に屋上への昇降用足場とその端部に手摺を設けさせた。

(3) ホース干し台控え基礎部分の設計・施工の見直しを行うべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

屋上のホース干し台控え基礎部分を調べると、防水および屋根葺きにとって、適切な形状となっておらず、また、水切り周りもシールなどの簡易な防水処理で済ませるなど、水切りおよび防水立ち上がり押さえを考慮した納まりになっておらず、適正な漏水防止対策が講じられていないので、その設計および施工についての見直しを行われたい。

(イ) 措置された内容

ホース干し台控え基礎設計・施工の見直しについては、傾斜屋根であることから簡易な納まりで設計していたが、平成17年1月14日付けで、より適切な漏水防止対策を施すため、水切りおよび防水の立ち上がり押さえを考慮した納まりの変更設計を指示し、施工を行わせた。

(4) 施工中の事故防止対策を適正に行うべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

工事現場敷地と既存道路の取り合わせ部分の水路改修工事の状況

を調べると、グレーチング工が仕上がっていたが、その周辺の埋戻しが行われておらず、大きな溝ができている状態であり、周囲にカラーコーンが設けられているものの、工事作業員および通行人が溝に転落するおそれがあるなど、十分な安全対策がとられていないので、公共建築工事標準仕様書 1.3.7 施工中の安全確保及び環境保全(b)の規定に基づき、溝の部分に鉄板等を敷きこむなど、事故防止措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

施工中の事故防止対策については、工事現場敷地と既存道路の取り合わせで、コンクリート養生中で一部埋戻しが完了していない部分があったため、カラーコーンを設置し、安全対策を講じていたが、平成16年12月22日付けで、より適切な安全対策を図るため、工事請負業者に対し、埋戻しが完了していない部分にコンパネを敷きこませるなど、事故防止措置を講じた。

3 円座小学校校舎増築工事（給排水および電気の各種付帯設備工事を含む。）について

(1) 外部足場の維持管理を適正に行うべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

躯体東面外部足場の足下の状況を調べると、その通りの出入りが目立ち、隣り合うジャッキベースのレベルに段差があって、ジャッキの締込みで、その水平を保持しているものの、ジャッキベースの水平を維持する2枚重ねの足場板は大きく曲がり、不安定な状態となっていたので、建設工事公衆災害防止対策要綱第27条第1項の規定に基づき、十分な点検や適切な補強など、外部足場の適正な維持管理を行われたい。

(イ) 措置された内容

外部足場の維持管理については、平成16年12月22日付けで工事請負業者に対し、足場の通り直しを行わせ、足場板の設置状況を点検整備させた。

(2) 飛来落下による危険防止対策を行うべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

4階屋上の施工状況を調べると、外部足場上に型枠材料が所狭しと置かれているなど、飛来落下の危険があるにもかかわらず、外部足場周りの外周をシートで覆っていないので、建設工事公衆災害防止対策要綱第11条第2項の規定等に基づき、落下物による危害を防止するため、必要な防護措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

飛来落下による危険防止対策については、平成16年12月22日付けで工事請負業者に対し、足場上の資材の撤去とシート張りをさせた。

(3) コンクリート工事の施工管理を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

コンクリートの打設状況を調べると、3階階段室周辺の柱にかなり広い範囲にわたり、打設されたコンクリートの一部に砂利等の粗骨材が多く集まってできた空隙の多い不良部分（ジャンカ）が見られ、適正な施工になっていないので、粗骨材間の空洞が深く内部に達していないことを確認の上、モルタル等で充填するなど、適切な処置によりその補修を行われたい。

(イ) 措置された内容

コンクリート工事の施工管理については、平成16年12月22日付けで工事請負業者に適切な処置による補修を行うよう指導し、ジャンカをはつり取って、コンクリートを密実に打設した。

(4) モルタルプラントの排水処理を適正にすべきもの

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 指摘した事項に対する措置内容等

(ア) 改善を要する事項

工事現場内に設置されたモルタルプラントの排水処理状況を調べると、セメント粒子を多量に含む水を現場内の空き地の土の上にそのまま流出させており、モルタル系の汚泥が工事作業員の靴底に付着し、それにより施工済みの床等を汚すなど、モルタルプラントの排水処理が適切に行われていないので、公共建築工事標準仕様書1.3.7 施工中の安全確保及び環境保全(h)の規定に基づき、セメント粒子を含む泥分が現場周辺に拡散しないよう、周辺環境に影響を及ぼさない適切な措置を講じられたい。

(イ) 措置された内容

モルタルプラントの排水処理については、平成16年12月22日付けで工事請負業者に適切な措置を講じるよう指導し、養生シートを敷き、土への流入を防止するとともに、排水を流入させる場所を作り、適切な排水処理を行った。その上、建物への進入経路とモルタルプラントをバリカーにより分離し、施工済みの床等を汚さないようにした。

第2 平成16年度工事監査(随時監査)の結果に付した監査委員の意見に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

1 三谷分団第3部消防屯所整備工事(付帯設備工事を含む。)について

(1) 工事記録写真の撮影内容について

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

市が保管する工事記録写真を調べると、隣地境界位置出しの写真では、工事内容等を記載した白板が写し込まれていないなど、記録写真として不適切なものが見受けられたので、工事請負契約約款第14条第3項ならびに公共建築工事標準仕様書1.2.4工事の記録(d)および(e)の規定に基づき、工事請負業者に対し、工事の各施工段階において、施工が適正に行われた状況を明確かつ適正に撮影するよう指導するなど、工事記録写真の撮影の在り方を検討されたい。

(イ) 措置された内容

工事写真の撮影については、施工状況がわかるように、また、黒板の記載内容を添えて撮影するよう指示しておりましたが、一部の写真に御指摘のありましたものがあり、今後、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に基づいて、平成16年12月22日付けで、工事請負業者に対し、具体的な指導を行った。

(2) 工事現場内の火災防止対策について

ア 措置を講じた部課名 土木部建築課

イ 措置通知日 平成17年3月23日

ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

工事現場内の火災防止対策の状況を調べると、施工には火気の使用等を行う場合があるにもかかわらず、工事現場内には、消火器や防火バケツなど消火用具が設置されていないので、公共建築工事標準仕様書1.3.7施工中の安全確保及び環境保全(g)の規定に基づき、工事請負業者に対し、適切な消火設備等を設けるなど、火災の防止措置を講ずるよう、周知徹底等に努められたい。

(イ) 措置された内容

工事現場内の火災防止対策については、火気の使用を行う場合は、標準仕様書により監理し、また、火気を扱う場所の範囲は、常に整理・整頓をして作業を行うよう指導した。なお、火災防止対策のため、平成16年12月22日に消火器を設置した。

2 円座小学校校舎増築工事（給排水および電気の各種付帯設備工事を含む。）について

(1) 工事記録写真の撮影内容について

- ア 措置を講じた部課名 土木部建築課
- イ 措置通知日 平成17年3月23日
- ウ 監査委員の意見に対する措置内容等

(ア) 意見を付した事項

市が保管する工事記録写真を調べると、その一部に工事内容等を記載した黒板が写し込まれているものの、黒板の位置が被写界深度内になく、文字が読めないものが見受けられたので、工事請負契約約款第14条第3項ならびに公共建築工事標準仕様書1.2.4工事の記録(d)および(e)の規定に基づき、工事請負業者に対し、工事の各施工段階において、施工が適正に行われた状況を明確かつ適正に撮影するよう指導するなど、工事記録写真の撮影の在り方を検討された。

(イ) 措置された内容

工事写真の撮影については、施工状況がわかるように、また、黒板の記載内容を添えて撮影するよう指示しておりましたが、一部の写真に御指摘のありましたものがあり、今後、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」に基づいて、平成16年12月22日付けで、工事請負業者に対し、具体的な指導を行った。